

当ニュースレターは、RSM Globalの英文ニュースレターの翻訳版です。日本語訳と原文（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。原文は[こちら](#)をご参照ください。

## 国際会計基準審議会 (IASB) の最新情報

以下は、IASBが2022年7月18日のIASB会合で行った議論と決定から生じた主要事項の要約である。

IASBによって公表された原文は、[こちら](#)で確認することができる。

### 料金規制対象活動

IASBは、合計許容報酬に関する公開草案「規制資産及び規制負債」の提案について議論を継続した。

IASBは暫定的に、基準書の適用指針は、合計許容報酬の構成要素を定めるのではなく、企業が時点差異を識別するのに役立つこと、またさまざまな種類の規制スキームから生じる可能性のある一般的な時点差異に焦点を当てるべきであると決定した。時点差異は、規制資産や規制負債を生じさせる可能性があり、さまざまな規制スキームに共通する特徴である。したがって、時点差異に関連するガイダンスに焦点を当てることで、この基準が特定の種類の規制スキームを対象としていると認識されたり、公開草案のB2項に解説されているように、すべての規制スキームが合計許容報酬のすべての構成要素を含むことを示唆されたりすることを防ぐことになる。

またIASBは暫定的に、基準書がまだ使用可能となっていない資産に係る規制上のリターンに対する強制可能な現在の権利を有するかどうかを評価するためのガイダンスを提供することを決定した。その強制可能な権利が存在する場合、当該リターンは、当該資産の建設期間中に供給される財又はサービスに対して認められる合計許容報酬の一部を構成することになる。

### 特約条項付の非流動負債 (IAS第1号の修正)

IASBは、特定条項付の非流動負債 (IAS第1号の修正) についてのプロジェクトの一部として、IAS第1号「財務諸表の表示」の修正について議論した。IASBは当該修正を2024年1月1日以降開始する事業年度に適用するよう企業に要求することを暫定的に決定した。

### 基本財務諸表

IASBは、2019年に公表された公開草案「全般的な表示及び開示」の提案に関する議論を継続した。この公開草案は、財務業績に焦点を当て、財務諸表における情報伝達の方法を改善することを目的としている。

### ● 特定の主要な事業活動を有する企業-投資区分に固有の論点

IASBは暫定的に以下を決定した。

- 主要な事業として投資を行っている企業に対して、そうでなければ投資区分に含まれることとなる資産から生じる収益及び費用を営業区分に分類することを要求する。
- それらの投資が主要な事業活動として行われているのかどうかを評価するため、共通した特性を有する資産を企業がグルーピングすることを認める。企業がこの評価のために資産をグルーピングする方法は、金融資産についての開示の目的上、IFRS第7号「金融商品：開示」に従って金融資産を各クラスにグルーピングする方法と整合させるべきである。
- 顧客に対するファイナンスの提供から生じた金融資産から生じる収益及び費用は営業区分に分類される旨を明確化する適用指針を追加する。

IASBはまた、関連する開示要求を検討することも決定した。

### ● 特定の主要な事業活動を有する企業-財務区分に固有の論点

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- 資金調達のみを伴う取引から生じる負債から生じた収益及び費用の分類についての企業に対する会計方針の選択肢の提案を確認する。
- 上記の会計方針の選択肢の提案は、他の負債から生じた特定の収益及び費用には適用されないことを確認する。
- 主要な事業活動として金融資産に投資している企業は、現金及び現金同等物から生じた収益及び費用を営業区分に分類するという要求案を確認する。
- 主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する企業に対して提案した現金及び現金同等物から生じた収益及び費用の分類についての会計方針の選択肢の撤回を検討する。

### ● 注記における性質別の営業費用の開示

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- 純損益計算書の各科目に含まれている減価償却、償却及び従業員給付の金額を開示することを企業に要求する。
- 注記において開示するすべての営業費用について、純損益計算書の各科目に含まれている金額を開示することを企業に要求するアプローチを検討する。

## 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

IASBは、IFRS 第 9 号「金融商品」における金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価に関する要求事項をどのように明確化するかについて議論した。IASBは、基本的な融資の取決め（契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件を含む）の概念について、またノンリコース要素のある金融資産及び契約上リンクしている金融商品(CLI)の特性について議論した。暫定的なスタッフの見解と分析が提供されたが、IASBは会議の時点では決定を求められなかった。

## IFRS 解釈指針委員会(IC) 最新決定事項の概要

以下のIFRICの決定は、2022年7月18日のIASB会議で確定し、それ以上の修正は行われなかった。

- 負の低排出車クレジット (IAS第37号)
- 特別買収目的会社 (SPAC) :公開株式の金融負債又は資本への分類 (IAS第32号)
- 年金契約グループに基づく保険カバーの移転 (IFRS第17号)

以下は、IFRICが2022年9月13日の会合で行った議論と決定から生じた主要事項の要約である。

IASBによって公表された原文は、[こちら](#)で確認することができる。

## 交換可能性の欠如 (IAS 第 21 号の修正)

委員会は、交換可能性の欠如についての IASB のプロジェクト (IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の修正を提案している) について議論した。委員会メンバーは、公開草案に対するフィードバックを検討した後に、プロジェクトの方向性について以下の助言を提供した。

- 委員会は、企業が公開草案の 19A 項に列挙された条件を満たすことをもはや要求しないように、同項を修正することを提案する。代わりに、19 A 項において、直物為替レートを見積もる企業の目的は、全般的な経済状況の下で市場参加者の間での秩序ある為替取引が行われると仮定した場合のレートを測定日に反映することであると規定することを提案する。

- 委員会は、公開草案の 19 B 項に記載されているように、観測可能な為替レートの使用を引き続き許可するが、要求しないことを提案し、結論の根拠においてその理由をさらに説明することを提案する。
- 委員会は、強制可能な権利義務を創出しない為替取引のレートを、交換可能性が欠如している場合の直物為替レートを推定するための出発点として使用できることを明確化することを提案する。
- 委員会は、詳細な見積要件や特定の見積技法を提供または記述しないというアプローチを維持することを提案する。さらに、公開草案の設例 4 を修正し、交換可能性が欠如している場合に、企業が直物為替レートを見積もる際にどのように要件を適用できるかを示す例を追加することを提案する。

## 多通貨保険契約グループ (IFRS 第 17 号及び IAS 第 21 号)

委員会は、2022 年 6 月に公表した暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックを検討した。複数の通貨でのキャッシュ・フローを生み出す保険契約を企業がどのように会計処理するのかに関するものである。

委員会は、提供された利害関係者のフィードバックを検討した後、暫定的なアジェンダ決定の文言を以下のように変更することを提案した。

- IFRS 第 17 号「保険契約」を適用した場合の財務リスクの変動の影響額と IAS 第 21 号「為替変動の影響」を適用した場合の為替差の影響額は、契約グループが表示されている通貨の会計方針によって決定される。
- 契約サービスマージン (CSM) は、契約グループの未稼得利益を表し、未稼得損失は表さない。したがって、企業は CSM の帳簿価額をゼロまでに制限する必要がある。

## 特別買収目的会社 (SPAC) :取得時のワラントの会計処理

委員会は、2022年3月において公表した暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックを検討した。特別買収目的会社 (SPAC) の取得時に企業がワラントをどのように会計処理するかに関するものである。暫定的なアジェンダ決定を以下のように変更することを提案した。

- 委員会は、企業がSPACワラントを引き受ける場合と、企業がSPACワラントを引き受けない場合とで、別々の分析を提供するよう要請を受けた。そのフィードバックに応じて、委員会は、アジェンダ決定の中で、一方のシナリオのみに適用される分析を別個の項目（「追加の考慮事項」として記述）に追加することを推奨する。
- 委員会は、事実関係（ファクトパターン）で既に取得者が明確であるため、アジェンダ決定から「取得者は誰か」のセクションを削除することを推奨する。
- 委員会は、分析において「SPACワラント」または SPAC の取得時に発行された「新たなワラント」のどちらに言及しているかを明確にするために、アジェンダ決定を変更することを推奨する。

## IFRS に関する各種質問

ニュースレターのリリースのたびに、世界中のRSMメンバーファームで提起された事項の中から、IFRSに関する質問を1つ以上共有する予定である。回答に含まれるアドバイスは一般的なものであり、企業の特定の状況に対して依拠するものではない。

### 質問#1

長期にわたる低金利の後、2022年には金利が上昇し、世界的なインフレを抑制している。例えば、アメリカ連邦準備制度理事会は2022年初頭の0.08%から2.25% -2.50%に金利を引き上げた。このような短期間で大幅な金利変更に伴い、IAS第36号「資産の減損」に基づき、無形資産、有形固定資産の項目及び使用権資産を含む非金融資産の減損を考慮した場合、財務報告上どのような影響があるのか。

### 回答：

市場金利、すなわち無リスク金利の著しい上昇は、IAS第36号第12項 (c) に合致する減損の指標と考えられる。したがって、企業はリスクフリー・レートの変更が資産または資金生成単位 (CGU) の公正価値または使用価値の計算に使用される割引率に重大な影響を与えるかどうかを考慮すべきである。

この例は非金融資産の減損に特化したものであるが、企業が考慮すべき他の財務報告上の影響がある。これらの影響には、確定給付債務または年金制度の資産の評価、金融資産

の予想信用損失の計算を含む評価方法論が含まれるが、これに限定されない。IFRS第16号「リース」に基づいて会計処理されるリースについては、通常、リース期間中に割引率は見直されないが、特定の事象が発生した場合には、賃借人が割引率を改訂する必要がある。例えば、リースの特定の変更は、変更の有効日に改定後の割引率を使用してリース負債を再測定する必要がある。その結果、金利が上昇すると割引率が上昇し、それに伴ってリース負債が減少し、使用権資産が減少する可能性がある。この変更により、リース料の支払利息の増加を認識するように変更される可能性もある。

### 質問#2

クライアントの暗号通貨資産を支配しているかどうかを判断するために、暗号取引プラットフォーム（取引所）はどのような考慮事項を評価すべきか。

### 回答：

取引所が資産の支配に関連するリスクと報酬を保持しているかどうかを判断するために考慮できる要素はいくつかある。取引所と顧客との間の合意は、以下の事項に加えて、十分に検討されるべきである（ただしこれに限定されない）。

- 当事者が他人のために保有する資産の法的所有権に関する現地の法令
- 暗号資産の使用・譲渡に伴う各当事者の権利・義務の契約上の制限及び契約上の強制力の有無
- 暗号資産の場所、およびクライアントの資産が他のクライアントまたは取引所の資産とは別のウォレットに保管されているかどうか
- 暗号資産の専用ブロックチェーンアドレスの内部統制、記録保持、トレーサビリティ
- 暗号資産の法的所有権を持つのはどの関係者か
- 紛失または盗難された暗号資産に関連するセキュリティリスクがあるのはどの関係者か
- 取引所の清算や支配の変更が発生した場合に、契約において暗号資産の所有権と状態に関するガイダンスが提供されているかどうか。

取引所プラットフォームは、各当事者のリスクと義務、およびそれらの契約上の権利の強制力を理解するために、各クライアント契約を慎重にレビューする必要がある。暗号資産の保護と保管に関する内部統制も詳細に検討されるべきである。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : [research@seiwa-audit.or.jp](mailto:research@seiwa-audit.or.jp)

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>